

(令和6年4月20日一部改正版)

仙台二中会
文化体育振興会
会則・規定集

仙台市立第二中学校 仙台二中会
仙台市立第二中学校 文化体育振興会

目 次

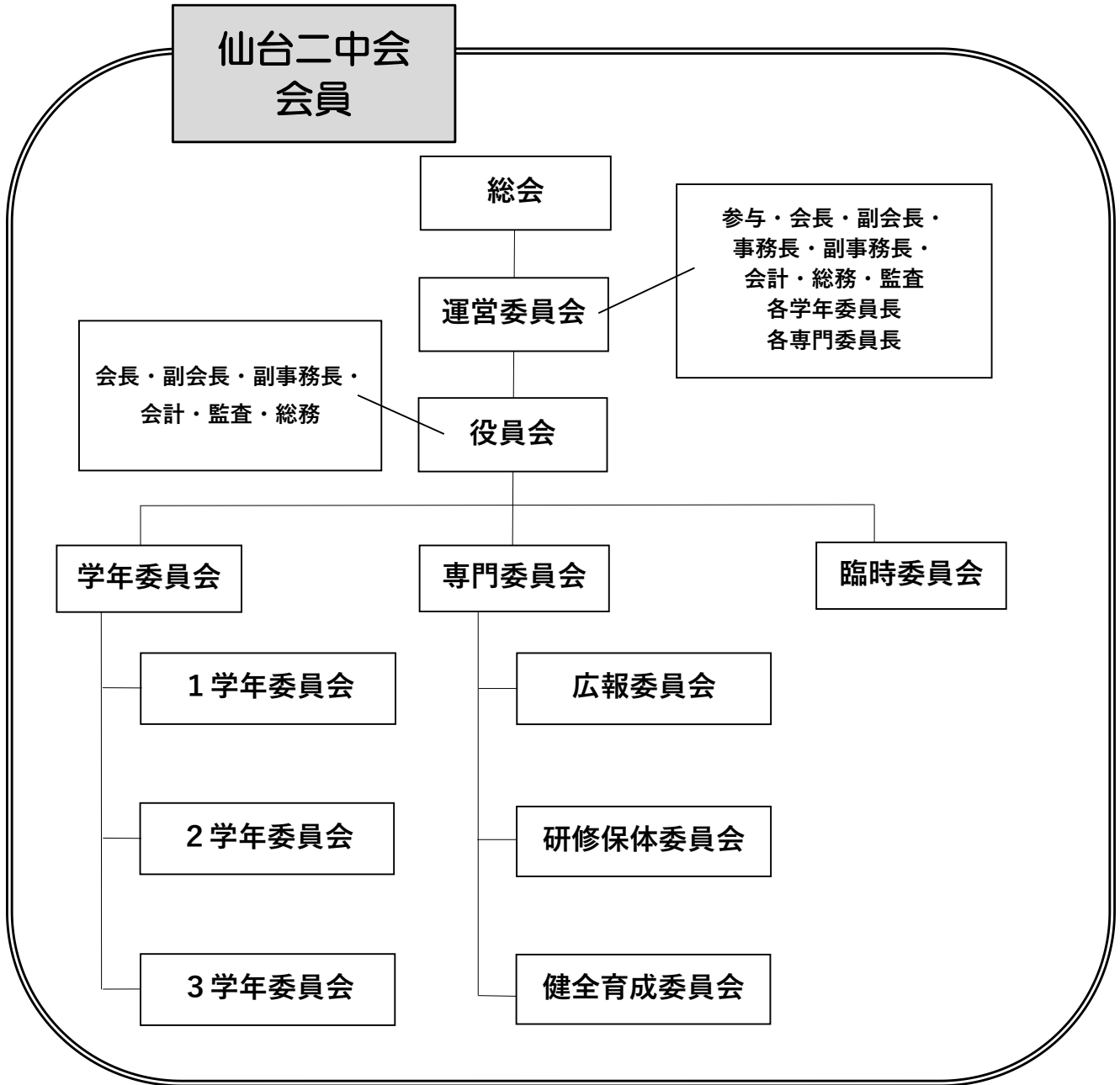
仙台二中全会

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 仙台二中全会組織図 | P 1 |
| 2. 仙台二中全会会則 | P 2 ~ P 5 |
| 3. 学年・専門委員に関する規定 | P 6 |
| 4. 仙台二中全会 慶弔に関する規定 | P 7 |
| 5. 仙台二中全会 旅費に関する規定 | P 8 ~ P 9 |
| 6. 仙台二中全会 備品積立費内規 | P10 |
| 7. 仙台二中全会 個人情報取扱規則 | P11 ~ P12 |

文化体育振興会

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 仙台市立第二中学校 文化体育振興会会則 | P13 ~ P14 |
| 2. 仙台市立第二中学校 文化体育振興会 会費支出内規 | P15 ~ P16 |
| 3. 仙台市立第二中学校 文化体育振興会 活動基金運用内規 | P17 ~ P18 |
| 4. 仙台市立第二中学校 文化体育振興会 部活動補助に関する内規 | P19 |

仙台二中会 組織図 (R6/1/1~)



仙台二中会会則

第一章 総 則

- 第一条 この会は仙台二中会とし事務局を仙台市立第二中学校に置く。
- 第二条 この会は仙台市立第二中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員をもって組織する。
- 第三条 この会の会員はこの会の役員に関する選挙権及び被選挙権並びに所定の会合に出席し発言する権利を有し、会費を納める。ただし、会費の額は総会で決定する。
- 第四条 この会は事業の運営を円滑に進めるため運営委員会を置く。また、事業の効率化を図るため、学年・専門委員会を置く。

第二章 目的及び事業

- 第五条 この会は会員相互の提携協力により、生徒の福利を増進し健全な成長を図ることを目的とし、以下の事業を行う。
- 一 学校と家庭の緊密な連携を図る。
 - 二 教育施設及び教育機関を整備する。
 - 三 教育振興に関する調査研究及び建言を行う。
 - 四 生徒の健全増進及び安全確保に努める。
 - 五 会員相互の親睦を図り、研修を行う。
 - 六 その他、この会の目的を達成するため必要な事項。
- 第六条 この会は次の方針に従って事業を行う。
- 一 生徒の教育並びに福祉のために活動するほかの団体及び機関と協力する。
 - 二 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
 - 三 この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 四 学校の人事その他管理には干渉しない。
 - 五 この会の会員は、青葉区 PTA 連合会、仙台市 PTA 協議会の会員となる。

第三章 役員及び職員

- 第七条 この会に次の役員を置く。以下、保護者からなる役員を P 役員、教職員からなる役員を T 役員とする。参与 1 名 (T 役員)、会長 1 名 (P 役員)、副会長 2 名 (P 役員)、事務長 1 名 (T 役員)、副事務長 3 名 (T 役員 1 名、P 役員 2 名)、会計 3～4 名 (T 役員 1 名、P 役員 2～3 名)、総務 2～4 名 (P 役員)、監査 2 名 (P 役員)
- 第八条 二中会役員を選考は学年委員会からなる選考委員が候補者を推薦し、総会の承認によって決める。
- 第九条 事務長、副事務長 (T 役員)、会計 (T 役員) は会長がこれを委嘱する。
- 第十条 役員は以下の職務を行う。
- 一 会長は会務を総理し、この会を代表する。また、すべての会議を招集し、各委員を委嘱する。
 - 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

- 三 副事務長（P役員）は、会務の審議及び予算の編成各部の連絡調整を図り総務を掌握する。
- 四 会計は、この会の会計を掌理する。
- 五 監査は、この会の出納その他の会計事務を監査する。
- 六 事務長（T役員）は、会長の命を受けこの会の事務を掌握する。
- 七 副事務長（T役員）は事務長を補佐し、事務長に事故があるときはこれを代行する。
- 八 総務は、この会の書記及び庶務事務に従事する。

第十一条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が定まるまでその任務を行うものとする。

第十二条 この会に顧問及び参与を置くことが出来る。顧問及び参与は総会に諮って会長がこれを委嘱する。顧問はこの会の相談に応じ参与はこの会の会務に参加する。

第四章 会 計

第十三条 この会の経費は、会費、寄付金及び事業収入、その他の収入をもってこれに充てる。

第十四条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第十五条 監査は、この会の出納その他会計事務につき年2回監査を行うほか、決算が完了したときは年度中の会計監査を行い総会に報告し承認を得なければならない。

第十六条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 総 会

第十七条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。総会の議長はその都度出席者の中から選出する。

第十八条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は年度初めにこれを開き、次の事項を審議決定する。

- 一 役員承認に関する事項
- 二 事業の計画に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 会則の変更に関する事項
- 五 その他会務運営上必要と認める事項

(2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

(3) 会長が必要と認めた場合、書面による臨時総会を招集することができる。

この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決行使書により行う。議決行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。

第十九条 総会は全会員の過半数の出席または委任状をもって成立するものとする。

第二十条 総会の議事は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第二十一条 総会の議事については議事録を作成し、議長の指名による出席会員の2名以上の署名を要する。

第六章 運営委員会

第二十二条 運営委員会は、役員、学年・専門委員会の各委員長、副委員長をもって構成され、総会議決に基づいて本会の会務を運営し、かつ総会に提出する議案の調査審議を行う。

第二十三条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第二十四条 運営委員会は、委員数の3分の1以上が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

第二十五条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決める。

第七章 役員会

第二十六条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集する。

第二十七条 役員は会長を補佐し、次のことについて会務を処理する。

- (1) 総会に提出する事項の提案
- (2) 運営委員会に提出する事項の起案
- (3) 総会または、運営委員会からの委任事項
- (4) その他、緊急を要する事項
- (5) 会則に不都合が生じた際は、役員会で協議の上、対応する。

第八章 個人情報保護

第二十八条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護規則」に定め適正に運用するものとする。

附 則

第二十九条 この会の会則に定めたもののほか、この会の運営上必要な事務規定は役員会に諮って会長がこれを定める。

第三十条 この会則は昭和28年5月28日より実施する。

改正 昭和36年5月15日

改正 平成11年4月30日

改正 平成26年4月19日

改正 昭和40年4月1日

改正 平成12年4月26日

改正 平成31年4月13日

改正 昭和49年4月15日

改正 平成14年2月27日

改正 令和2年5月25日

改正 昭和52年4月1日

改正 平成19年4月21日

改正 令和4年5月9日

改正 昭和62年4月2日

改正 平成24年4月14日

改正 令和6年4月20日

学年・専門委員会に関する規定

- 第1条 本則第四条の規定により、次の委員会を置きその所轄事項は次の通りとする。
- 学年委員会・・・・・・会員相互の親睦を図り、生徒・教職員・保護者一体となつて学年及びクラスの教育向上を図る。
 - 広報委員会・・・・・・仙台二中会の広報に関する事項
 - 研修・保体委員会・・・・会員相互の交流の為の教養研修に関する企画運営並びに生徒の体力向上に関する企画運営
 - 健全育成委員会・・・・青少年の校内・地域における善導と事故防止に関する事項
- 第2条 学年・専門委員会は、学年・専門委員及び担当役員・教職員によって構成する。任期は1年として再任を妨げない。
- 第3条 学年・専門委員会は会長の諮問に応ずるほか、その委員会に属する事項の企画調査をし、事業を行う。
- 第4条 学年・専門委員会には委員長1名、副委員長2名を置くこととし、委員長、副委員長は学年・専門委員の互選によって決める。
- 第5条 学年・専門委員会の委員長はこの会の事業を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。
- 第6条 学年・専門委員会の会議は必要に応じ会長に諮ったうえ委員長が招集し、会議の議長には委員長がこれに当たる。
- 第7条 学年・専門委員会の構成人数は、運営委員会が学年の学級・生徒数及びそれぞれの事業内容を検討し決定する。
- 第8条 各学年委員会から役員を選考委員を選出する。
- 第9条 この会の規定にあるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は各専門委員会において定めることができる。

附 則

この規定は令和2年5月25日より実施する。

仙台二中会 慶弔に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、仙台市立第二中学校仙台二中会の会員（以下会員とする）及び生徒に対する慶弔金である。

(慶弔金等)

第2条 次の各号に該当するものがある場合、下記の通り慶弔の意を表す。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 本会会員の死亡（教職員・保護者） | 香典 10,000円 |
| (2) 生徒の死亡 | 香典 10,000円 |

※ (1), (2) に関して、

- ・葬儀等に参列しない場合は香典をおくり弔電を打つ。
- ・葬儀等に参列せずかつ弔電を打てなかった場合は、香典をおくる。

- | | |
|---------------------------------|--|
| (3) 教職員の退職・転勤 | |
| (4) その他、必要に応じ役員会で協議し決定することが出来る。 | |

(表彰)

第3条 本会または、本校の名誉となる顕著な活躍をしたと認められる会員または生徒に対して表彰する。その内容は役員会に諮って決定する。

附 則

この規定は平成31年4月13日より実施する。
令和2年5月25日より一部改正する。

仙台二中会 旅費に関する規定

(制定)

第1条 会員が公用のため、校外で研修会等や他の用務に携わる場合、旅費を支給する。

(内容)

第2条 旅費の内容は次の通りとする。

- (1) 仙台市内 一律 1,000円
- (2) その他 第3条により処理する。

(申請)

第3条 旅費を請求する場合は、その都度旅費精算書(別表1)にて申請し、承認を得た上で支給する。

なお、宿泊を伴う場合及び交通費がこの規定を超える場合は、運営委員会に申請し協議の上処理するものとする。交通費は公共交通機関の運賃とする。

(改正)

第4条 この規定は、経済状況などにより改正するものとする。

附 則

この規定は令和2年5月25日より実施する。

別表1

旅費精算書

申請日 年 月 日

用件		所 属		
場所				
日付	令和 年 月 日			
旅費内訳				
氏名	区分(※1)	内訳(※2, 3)	金額	領収書
			円	有/無
			円	有/無
			円	有/無
			円	有/無
			円	有/無
			円	有/無
合計			円	

承認	
委員長	本部会計

- ※1 区分は「旅費」「交通費」「宿泊費」のいずれかを明記する。
- ※2 旅費は仙台市内一律1,000円。宿泊を伴う場合、交通費が規定を超える場合は、内訳を明記し申請する。
- ※3 交通費を申請する場合は利用交通機関と区間を記載し、領収書がある場合は領収書欄の「有」に○を付ける。宿泊費の場合は宿泊先を記載し領収書欄の「有」に○を付け必ず領収書を添付する。

仙台二中会 備品積立内規

1. 仙台二中会備品積立費のねらい

生徒の学校生活用に供する物品で、公費購入が難しいものや、購入まで長期間を要するが、その間、生徒の活動の利便性または安全性に著しく支障が出る恐れがあるものなどを購入する。

2. 備品積立費について

単年度の仙台二中会本会計の決算の結果、次年度に繰り越す金額が30万円を超えたとき、超えた金額を備品積立費に充てるものとする。また、寄付金なども備品積立金に繰入れるものとする。

3. 備品積立費の活用（物品購入）について

仙台二中会本部打ち合わせ会で提案・審議され、承認された後、仙台二中会本部役員会で審議され決定する。ただし、審議が必要と思われる事案については総会で決定する。原則として3年以上の積み立ては行わないが、購入希望物品が高額な場合には役員会で協議する。

4. 備品例

・楽器 ・サッカーゴール ・審判台 ・除雪機 など

5. 会計監査と通帳の管理

- ① 監査は年度末に仙台二中会監事が行い、総会時に決算報告をする。
- ② 通帳は学校で管理する。ただし、通帳と届出印の管理者は別とし、会計取扱者は単独で支出処理できないものとする。

6. その他

- ① 備品購入決定後は、「仙台二中会だより」などでその内容を会員全員に周知するものとする。
- ② 備品積立費の金額については、生徒数の増減などによる仙台二中会会計の状況に応じて話し合い決定する。
- ③ 文化体育振興会費が予算不足の場合に限り、備品積立費から補充することができるものとする。その金額等に関しては役員会の総意のもとに決するものとする。

附 則

この内規は平成29年4月15日より施行する。

令和6年1月1日より一部改正する。

仙台二中会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 仙台市立第二中学校 仙台二中会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・を保護することを目的に、本会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、仙台二中会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で会員及び関係者等に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 仙台二中会会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・委員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙及び仙台二中会広報活動等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条1号から4号の場合を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条1号から4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・委員長・会員・委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成30年6月20日より施行する。

仙台市立第二中学校 文化体育振興会 会則

第1条 本会は、仙台市立第二中学校文化体育振興会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1, 仙台市立第二中学校生徒の父母, または, これを代行する者。
- 2, 本会の趣旨に賛同する者

第3条 本会は、仙台市立第二中学校生徒の文化・体育活動の支援を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1, 文化・体育活動に関する大会・行事における支援
- 2, 文化・体育活動の充実に向けての用具などに関する援助
- 3, その他, 本会の目的達成に必要な事業

第5条 役職

- 1, 会 長 (1名)
- 2, 副会長 (3名)
- 3, 参 与 (1名)
- 4, 顧 問 (若干名)
- 5, 事務長 (1名)
- 6, 会 計 (1名)
- 7, 書 記 (若干名)
- 8, 監 事 (2名)

第6条 役職者の任期と職務

- 1, 役職者の任期は1年とする。ただし, 再任を妨げない。
- 2, 会長は, 会務を総括し, 本会を代表する。
- 3, 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるときはこれを代行する。
- 4, 事務長は, 本会の事務を統括する。
- 5, 会計及び書記は, 本会の会計, 事務を処理する。
- 6, 監事は, 本会の会務及び会計を監査し, その結果を総会に報告する。
- 7, 顧問は, 重要事項について会長の諮問に応じる。
- 8, 参与は, 本会の活動に参画し, 会議に出席して意見を述べることができる。

第7条 本会役職者は, 総会において承認された仙台二中会本部役員の中から当たるものを置く。ただし, 会計は校務分掌の係の教職員が当たる。

第8条 本会の会議は, 次の通りとする。

- 1, 会議は, 総会及び役員会とし, 会長が招集する。
- 2, 会議は, 構成員の2分の1以上の出席 (委任出席を含む) がなければ開くことができない。
- 3, 会議の議決は, 出席者の過半数で決するものとし, 可否同数の時は議長が決する。

第9条 総会は, 本会の最高議決機関とし, 次の通りとする。

- 1, 定期総会は, 毎年年度初めに開催し, 次の事項を討議する。
 - 1) 会則の改正に関すること
 - 2) 事業の計画及び報告に関すること
 - 3) 会計の予算及び決算に関すること
 - 4) 役員を選出に関すること
 - 5) その他, 会の運営に関する重要な事項
- 2, 臨時総会は, 役員会が必要と認めるとき, または, 会員の3分の2以上から要求

があったときに開催する。

3, 総会の議長は, 出席会員の中から選出する。

第10条 役員会は, 次の通りとする。

1, 役員会は, 第5条で定めた本会役職者で構成する。

2, 役員会は, 会長が必要に応じて開催し, 会長が議長となる。

3, 役員会においては, 次の事項を討議する。

1) 総会の議案に関すること

2) 会の運営及び事業の実施に関すること

3) その他会長が必要と認めた事項

第11条 会計

1, 本会の会計年度は, 毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

2, 本会の活動に要する経費は, 会費, 寄付金及びその他の収入をもってあてる。

附 則

この会則は, 平成27年4月18日より施行する。

令和6年4月20日より一部改正する。

仙台市立第二中学校 文化体育振興会 会費支出内規

1. 地区大会や協会登録の経費補助支出基準

中体連主催、または共催の地区大会、協会登録にかかる経費については、「文化体育振興会費」及び「参加生徒の自己負担」で賄うものとし、支出基準については別にこれを定める。

(1) 「文化・体育振興会」の支出基準及び「自己負担」分の基準

- ① 中体連が主催または共催する公式大会の登録料（参加費）を補助する。
- ② 学校応援等、運動部大会の参加に要する運搬費は、その都度、役員会で補助額を決定する。
- ③ 各部門の協会登録については、チーム（学校）としての団体登録料を補助するものとし、個人登録料については自己負担とする。
- ④ 文化部（吹奏楽部等）については、運動部に準じた大会参加費や登録料を補助する。

2. 県大会の経費補助支出基準

中体連主催の県大会にかかる経費については、「文化体育振興会費」及び「参加生徒の自己負担」で賄うものとし、「文体」及び「参加生徒の自己負担」の支出基準については別にこれを定める。

(1) 「文化・体育振興会」の支出基準及び「自己負担」分の基準

- ① 中体連主催の県大会に係る経費とは、宿泊費・交通費その他の経費を指す。
- ② 宿泊費については、文化体育振興会から1泊につき2,500円を補助する。ただし2泊を限度とする。宿泊については、試合会場や試合開始時間にどうしても当日移動では無理がある場合のみとする。
- ③ 仙台から開催地までの交通費（往復、ただし現地での交通費を除く）については、公共の交通機関を使用した場合で計算し、その全額を補助する。ただし、仙台市内会場への交通費は対象外とする。
- ④ その他の必要経費について
 - 1) 食費については自己負担とする。ただし、予め朝食や夕食付きの宿泊の場合は宿泊費として扱う。
 - 2) 栄養費は支出しない。
 - 3) 大会参加費、プログラム代(学校分のみ)は文化体育振興会活動基金から支出する。
 - 4) 大会にかかわる振り込み手数料、切手代などの必要事務経費は文体から支出する。
 - 5) 1)～4)以外の必要と思われる経費については、その都度相談して支出するか否かを決定する。
- ⑤ 大会に「参加する生徒」とは、正規の登録選手及び正規の補欠選手を指す。それ以外の部員を連れて行く場合には、自己負担もしくは部内で工面するものとする。
- ⑥ 要保護、準要保護生徒については、宿泊費と交通費の自己負担は免除する。

(2) 文化部の大会等での補助に関しては下記の通りとする。

① 楽器運搬費について

1) 市内で行われる大会については各自持参を原則とするが、その都度役員会で補助額を決定する。

2) 学校応援等、運動部大会の参加に要する運搬費は、その都度役員会で補助額を決定する。

(3) その他、必要に応じ役員会で協議し決定することが出来る。

3. 会計

(1) 県大会の経費補助については文化体育振興会、東北・全国大会の経費補助については文化体育振興会活動基金より行う。

(2) 文化体育振興会活動基金積立額が150万円を超えた場合、次年度の文化体育振興会予算に繰り入れることとする(1万円単位)。

(3) 文化体育振興会の予算不足が生じた年度に限り、文化体育振興会活動基金積立が100万円を下回らないことを条件として、予算の不足金額分を文化体育振興会予算に繰り入れすることができることとする。

(4) それぞれの会計は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(5) 年度末に二中全会監事がそれぞれの会計監査を行い、総会時に決算報告を行う。

(6) 通帳は学校で管理する。ただし、通帳と届出印の管理者は別とし、会計取扱者は単独で支出処理できないものとする。

4. 補則

県大会・東北大会・全国大会へ出場できる数と支出額は毎年流動的である。よって、年度により状況を判断するとともに、文化体育振興会予算及び活動基金の運用を二中全会役員会で判断して執行することとする。

附 則

この内規は令和4年3月16日より施行する。

令和6年1月1日より一部改正する。

仙台市立第二中学校 文化体育振興会 活動基金運用内規

1. 文化体育振興会活動基金

各部が東北大会や全国大会に出場する際、多額な経費がかかるため、その経費を援助するために設立されている基金。

ただし、活動基金積立額が150万円を超えた場合、次年度の文化体育振興会予算に繰り入れることとする（1万円単位）。また、文化体育振興会の予算不足が生じた年度に限り、活動基金積立額が100万円を下回らないことを条件として、文化体育振興会予算の不足金額分を文化体育振興会予算に繰り入れることができることとする。

注釈1) 基金は、保護者・二中会・文化体育振興会・同窓会・町内会・市域住民などから幅広く搬出していただいている。

2. 東北大会・全国大会の経費支出基準

中体連主催の東北及び全国大会にかかる経費については、「仙台市の体育・文化活動に係る大会派遣費補助金」、「文化体育振興会活動基金」及び「参加生徒の自己負担」で賄うものとし、「文化体育振興会活動基金」及び「参加生徒の自己負担」の支出基準については、仙台市の「小学校・中学校・定時制高等学校の児童生徒の体育・文化活動に係る大会派遣費補助金交付要綱」を基準にし、以下のとおりとする。

- (1) 中体連主催の東北及び全国大会にかかる経費については、仙台市の体育・文化活動に係る大会派遣費補助金で賄いきれない宿泊費・交通費・その他の必要経費について支出するものとする。
- (2) 宿泊費については、市の補助金の上限が5,000円となっていることから、それを上回る宿泊費分については、文化体育振興会活動基金から一泊につき1,500円を補助することを原則とするが、状況によりその都度役員会で補助額を決定する。ただし、東北大会は3泊、全国大会は5泊を限度とする。また、大会開催地が仙台市内の場合は対象外とする。
- (3) 仙台から開催地までの交通費（往復、ただし現地での交通費は除く）については、市の補助金を充て、不足分は自己負担とする。
- (4) その他の諸経費について
 - ① 食費については自己負担とする。ただし、予め朝食や夕食付きの宿泊の場合は宿泊費として扱う。
 - ② 栄養費は支出しない。
 - ③ 大会参加費、プログラム代（学校分のみ）は文化体育振興会活動基金から支出する
 - ④ 現地交通費については1日につき文体基金から500円を補助する。不足分は自己負担とする。
 - ⑤ 大会にかかわる振り込み手数料、切手代などの必要事務経費については文体振基金から支出する。
 - ⑥ ①～⑤以外の必要と思われる経費については、その都度相談して支出するか否かを決定する。

- (5) 大会に「参加する生徒」とは、正規の登録選手及び正規の補欠選手を指す。それ以外の部員を連れて行く場合には、自己負担もしくは部内で工面するものとする。
- (6) 要保護、準要保護生徒については、宿泊費と交通費の自己負担は免除する。
- (7) 文化部についても生徒の移動、宿泊に関しては運動部と同様とする。ただし楽器運搬費についてはその都度役員会で補助額を決定する。

3. 文化体育振興会活動基金から補助する対象大会

下記の表（仙台市の「小学校・中学校・定時制高校の児童生徒の体育・文化活動にかかる大会派遣補助金交付要綱第4条」）に該当する大会に補助される。

要綱第4条 該当大会（中学校分のみ抜粋）

中学校 中等教育学校 (前期課程)	体育活動	東北中学校体育大会（駅伝・スケート・スキーを含む） 全国中学校体育大会（駅伝・スケート・スキーを含む）
	文化活動	全国日本吹奏楽コンクール東北大会・全国大会 東日本学校吹奏楽全国大会 全日本アンサンブルコンテスト東北大会・全国大会 マーチングバンド・バトントワイリング東北大会・全国大会 全日本マーチングコンテスト東北大会・全国大会 全日本合唱コンクール東北大会・全国大会 NHK全国学校音楽コンクール東北大会・全国大会

注釈2) 文化体育振興会活動基金（全国・東北大会補助費）は、全国大会・東北大会に出場する部活動の補助を目的とした会計であるが、生徒の活躍が顕著な場合、かなりの支出が必要となる。支出の基準については、仙台市立第二中学校文化体育振興会会費支出内規による。

4. 会計

- (1) 文化体育振興会活動基金積立額が150万円を超えた場合、次年度の文化体育振興会予算に繰り入れることとする（1万円単位）。
- (2) それぞれの会計は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
- (3) 年度末に二中全会監事がそれぞれの会計監査を行い、総会時に決算報告を行う。
- (4) 通帳は学校で管理する。ただし、通帳と届出印の管理者は別とし、会計取扱者は単独で支出処理できないものとする。

附 則

この内規は平成30年4月14日より施行する。
令和6年1月1日より一部改正する。

仙台市立第二中学校 文化体育振興会
部活動補助費に関する内規

1. 部活動に必要な物品の購入にあたり，単年度につき2つの部活動に対し，各々15万円を上限に文化体育振興会から補助を受け運用することができる。
2. 物品は学校内管理とし，団体活動において使用することを原則とする。個人が使用するものについては貸与することを基本とし，個人の所有物になるものは補助の対象としない。
3. 適用となる部活動は次の部とする。
① 陸上競技部 ② 野球部 ③ ソフトテニス部 ④ バスケットボール部(男)
⑤ バスケットボール部(女) ⑥ バトミントン(男) ⑦ バトミントン(女)
⑧ 卓球部 ⑨ 剣道部 ⑩ 水泳部 ⑪ 吹奏楽部 ⑫ 文化芸術部(美術班・写真班)
⑬ 特別支援卓球部 ⑭ 駅伝部
4. 各部活動へのヒアリングを下に，当該年度の補助の対象となる部活動を決定する。ただし，遡って3年以内に補助を受けた部活動については対象外とする。公平性を以って決定することとする。
5. 補助額の上限(15万円)を超えた費用がかかる場合については，役員会にて検討する。また，文化体育振興会の予算が不足する年度については予め提示し，ヒアリングを行うこととする。
6. 運動部のルール改正に伴う必要な物品の購入やユニフォームの変更など，緊急性を要する場合はこの限りではない。適宜，役員会にて協議し対処する。

附 則

この内規は令和6年1月1日より施行する。